

○ 入札執行事務理要領

平成12年8月17日要綱第368号

改正

平成19年4月1日要綱第545-3号

平成31年3月26日訓令第4号

令和5年3月20日訓令第4号

(目的)

第1 上ノ国町において行う建設工事の入札（見積り）執行事務については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところにより処理するものとする。

(入札執行者)

第2 入札は副町長が執行することとし、副町長が不在のときは、上ノ国町長の職務を代理する職員の順序を定める規則（昭和46年上ノ国町規則第6号）に規定する職員が職務を代理するものとする。

(入札の執行手続き)

第3 施設課は、入札（見積り）の設定に当たっては、見積り期間を考慮し決定するものとする。

2 予算執行課（以下「原課」という。）は、指名業者選考との通知を受けたときは、「関係通達等」に留意し、起工決定書により決裁伺するものとする。

3 原課は指名競争入札の場合、入札日時、入札場所が決定したときは、指名業者に対し「指名競争入札の執行について」（以下「指名通知」という。）により、通知するものとする。

4 前項の指名通知には、「建設工事競争入札心得」及び「入札執行における注意事項」を添付し、封書にて発送するものとする

5 原課は、公示用と表示した単価抜設計書等を2部作成し、指名業者に庁舎内の入札結果等の公表場所において閲覧に供するものとし、閲覧後公示用図書閲覧簿に確認印を押印させるものとする。施設課は、単価抜設計書等を保管、管理すると共に指名業者から貸与の希望があった場合、状況に応じて適切に対応するものとする。

6 原課は、現場又は机上説明を行う際、全ての指名業者に対し、入札日、入札条件、工事内容の説明及び質疑応答を行うものとする。

(入札の執行)

第4 競争入札は、公告又は指名通知において指定した日時及び場所において、入札執行者が当該指名業者等を出席させて執行することを原則とする。

2 入札は、庁舎内の研修室等において行うものとする。

3 入札の方法は次のとおり行うものとする。

(1) 入札執行者は、入札場所に予定価格調書及びくじ等を用意する。

(2) 定刻になった場合、入札執行の順番に順次入室させるものとする。

(3) 指名業者には、入札書に必要な事項を記入させ、自己の指名を記名押印のうえ封書にして入札執行者に提出させるものとする。

(4) 前号の入札は代理人をして行わせることができる。この場合、当該代理人は、入札執行前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者（入札参加者）と代理人の指名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

- (5) 提出した入札書の書き替え、引き替え又は撤回することはできない。
- (6) 入札書には、消費税に係る課税事業者と免税事業者を同一の間尺で比較できるようにするため、見積もった金額の108分の100又は110分の100に相当する金額を記載させることとし、契約金額はその入札書に記載された金額に100分の8又は100分の10に相当する額を上乗せしたものとする。
- (7) 指名を受けたものは、入札手続きが終了するまではいつでも入札を辞退することができるものとし、その処理は別に定める「入札辞退等の取扱いについて」により行うものとする。

4 開札は次のとおり行うものとする。

- (1) 開札は、入札場所において入札の終了後直ちに入札者を立ち合わせて行わなければならない。
- (2) 入札執行者は、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない町職員を1人を立ち合わせるものとする。
- (3) 入札執行者は、最低入札（見積り）者及びその金額を読み上げて、落札決定の旨告げるものとする。
- (4) 入札執行者は、開披した入札書に万一無効とすべきものがあるときは、その理由を明示した上で、「無効とする」旨宣言をするものとする。この場合、当該入札書のみを無効とし、再度入札を行う場合は参加しても差し支えない旨告げるものとする。
- (5) 入札執行者は、開札後直ちに予定価格を開封し、入札（見積）書のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、予定価格の事前公表の対象となっているものについては、入札の回数は1回とする。

5 落札者の決定は次のとおり行うものとする。

- (1) 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。
- (2) 工事又は製造の請負の入札において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、最低の価格で入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定できるものとする。
 - (ア) 最低の価格をもって入札した者に係る入札金額によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
 - (イ) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり著しく不相当と認められるとき。
- (3) 工事又は製造の請負の入札において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格で入札をした者を落札者として決定する。

6 入札の保留及び落札者がいない場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 前項(2)の場合において、入札会場で「落札の決定を保留する」旨の宣言を行い、当該入札を終了させる。その判断については、専門の職員による設計内容等の審査の結果により行うものとする。
- (2) 競争入札に付するもので、建設工事及び工事に伴う委託業務の入札執行で、予定価格

を事前に公表する場合において、全ての入札金額が予定価格を上回るときは、不落札として当該入札を終了させ、次により処理する。

(ア) 設計等の内容が妥当であるときは、当該工事の指名替えの手続きを行い、再度指名競争入札を行うものとする。

(イ) 設計等の内容が妥当でないときは、ただちに、設計変更（修正）の上、指名業者を変更せず、新たな指名競争入札を行うものとする。

7 再度入札は次のとおり行うものとする。

(1) 再度入札はその場で直ちに行うものとし、その執行回数は原則として2回までとする。ただし、予定価格の事前公表の対象となっているものについては除くものとする。

(2) 再度入札によって落札者がいない場合、不調の旨を宣言し、最低入札者及び入札金額を発表し入札を打ち切る。

(3) 最低入札者より別に見積書を提出させ、予定価格の範囲内で随意契約をするものとする。

8 くじによる落札者の決定は次のとおり行うものとする。

(1) 入札執行者は、落札者となるべき同価入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者に最初に「落札者を決定するくじをひく順序を決めるくじ」を引かせて、その結果により「落札者を決定するくじ」を引かせ、落札者を決定するものとする。なお、この場合、入札書に「くじを引いた結果落札した」旨を落札者に記名押印させるものとする。

(2) 前号の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない町職員にくじを引かせるものとする。

9 次の場合に該当したときは入札を無効とする。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 一人の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(5) 代理人が二人以上の者の代理をしてした入札

(6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(7) 郵便による入札で所定の日時までには到着しなかったもの

(8) 無権代理人がした入札

(9) 入札の関し不正の行為があった者のした入札

(10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(11) 所定の日時までに入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(12) その他入札条件に違反した入札

10 入札に錯誤等のある場合

表意者（入札者）の認識に錯誤があるときは、その入札を無効にすることができるものとし、次順位者が予定価格の制限の範囲内であるときは落札者として決定することができるものとする。

（入札の中止等）

第5 不正な入札が行われるおそれがあると認められるときは、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期できるものとする。

（準用）

第6 この要領は、委託業務等の場合に準用する。

附 則

この要領は、平成12年8月17日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱第545の3号）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年●月●日訓令第●号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。